

## 神戸市教職員組合との交渉議事録

1. 日 時：令和8年3月23日（月）13：15～13：20

2. 場 所：教育委員会会議室

3. 出席者：

（市）教職員給与課長、教職員給与課労務制度係長、他2名

（組合）書記長、他2名

4. 議 題：特殊勤務手当の見直し・教員特別手当の取り扱いについて

5. 発言内容：

（市）皆様方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、あらためて感謝申し上げます。

さて、本日は、「特殊勤務手当の見直し」と「教員特別手当の取扱い変更」について、ご提案させていただきます。お配りしております「特殊勤務手当の見直しについて（案）」をご覧ください。

まず「1. 概要」でございますが、国の基準変更に伴い、部活動指導に係る特殊勤務手当の支給額を改定します。また部活動指導に係る特殊勤務手当の見直しに合わせて、対外運動競技等の引率指導に係る特殊勤務手当の支給額も改定します。

「2. 実施内容」でございますが、はじめに「（1）4号特勤（学校の管理下において行われる部活動の指導）見直し」につきまして、国の基準変更に従い支給額を1時間あたり1,300円に引き上げることとします。

次に「（2）3号特勤（対外運動競技等において、生徒等を引率して行う指導の職務）の見直し」でございますが、神戸市が独自に定めている1時間以上から3時間以上の区分について、4号特勤との均衡を図るため同じく支給額を1時間あたり1,300円に引き上げることとします。

「3. 実施日」でございますが、令和8年4月1日といたします。

続きまして、教員特別手当の取扱い変更について、ご提案させていただきます。お配りしております「教員特別手当の取扱いについて（案）」をご覧ください。

まず「1. 実施内容」でございますが、桜の宮小学校・中学校分校に特別支援学級が設置され、当該担当職員には「給料の調整額」を支給されることを踏まえ、給料の調整額の支給対象者については、学級担任等加算を一律支給しないことといたします。

「2. 実施時期」につきましては、令和8年4月1日といたします。

私どもからは以上でございます。

（組合）教員特別手当の取り扱いについて意見を言わせてください。給料の調整額が支給されることから対象者については学級担任等加算が支給されないということは、一定理解はできますが、そもそも来年度給料の調整額が下げられるということについて反対です。いずれにしましても、提案いただいた2点について持ち帰り協議させていただきます。

(市) 特別支援学校・特別支援学級を担当する教員について、負担が依然として大きいことは認識しております。一方、国においては、通常の学級にも特別支援教育の対象となる児童生徒が増えており、全ての教員が特別支援教育に関わる必要があることなどを踏まえ、令和9年1月から給料の調整額を見直すこととしております。教員の給与制度については、基本的には国の取扱いを踏まえて対応すべきものと考えておりますが、特別支援教育を担う教員の処遇の在り方については、他都市の動向等も踏まえながら検討のうえ、あらためてご提案させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。